

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その3)

平成30年

目 次

議案第 135 号	鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……………	5
議案第 136 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
議案第 137 号	鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	22
議案第 138 号	鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	25

議案第 135 号

鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例の制定について

鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等
を定める条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係
法律の整備等に関する法律の施行に伴い、これまで都道府県の条例
で定められていた指定居宅介護支援等の事業の基準等を市町村の条
例で定めることとなったため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等
を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条―第32条）

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の
規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を
定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、そ
の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日
常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境
等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー
ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行
われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用
者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され
る指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当
に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を
含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133
号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支

援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければ

ばならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電

磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による第1項に規定する重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の要介護認定の有効期間が満了する場合であって、満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、当該要介護認定の更新の申請が遅くとも当該有効期間が満了する30日前には

行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、規則で定める。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国

民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画に定める指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に定める基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲

げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護支援専門員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持義務等）

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、

正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第27条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が、虚偽又は誇大なものであってはならない。

（利益収受の禁止等）

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、当該居宅サービス計画において特定の居宅サービス事業者等が提供する指定居宅サービス等を利用することを定めるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等が提供する指定居宅サービス等を利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等が提供する指定居宅サービス等を利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に定めた指定居宅サービス等（第5項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦

情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に定めた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 指定居宅介護支援等基準第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ 指定居宅介護支援等基準第13条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 指定居宅介護支援等基準第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 指定居宅介護支援等基準第13条第14号に規定するモニタリングの結果
の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について
の記録

第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第2章から前章まで(第29条第5項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第4条第4項及び第9条を除く。)中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者」と、「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業所」と、第4条第4項中「指定居宅介護支援事業者は、」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者は、」と、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第7条第2項中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第9条中「指定居宅介護支援事業者は、」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者は、」と、「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業所」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「同項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、第14条中「指定居宅介護支援提供証明書」とあるのは「基準該当居宅介護支援提供証明書」と、第20条第2項中「この章」とあるのは「第33条において準用する第4章」と、第32条第2項第3号中「第19条」とあるのは「第33条において準用する第19条」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第33条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第33条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

議案第 136 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、共生型地域密着型通所介護の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、指定療養通所介護等の事業の人員及び運営に関する基準を改めるほか、引用条項を整備するものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに従業者、設備及び運営に関する基準（第23条の 9—第23条の15） 」

を

「 第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第23条の 8 の 2—第23条の 8 の 5）

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに従業者、設備及び運営に関する基準（第23条の 9—第23条の15） 」

に改める。

第 1 条中「第78条の 2」の次に「、第78条の 2 の 2」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第42条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 3 章の 2 中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第23条の 8 の 2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条から第23条の 8 の 5 までにおいて「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者

をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型地域密着型通所介護以外のサービス提供）

第23条の8の3 利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に支障がない場合であって、共生型地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「共生型

地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、共生型地域密着型通所介護事業者は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

(準用)

第23条の8の4 第11条、第12条、第14条から第16条まで、第23条の2、第23条の5及び第23条の6の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

(委任)

第23条の8の5 この節に定めるもののほか、共生型地域密着型通所介護の事業の運営に関する基準は、規則で定める。

第23条の12中「9人」を「18人」に改める。

第24条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第35条中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第45条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第48条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第48条の2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者（指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第50条中「、第16条及び第40条」を「及び第16条」に改める。

第58条、第67条及び第73条中「第40条」を「第48条の2」に改める。

第77条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 10 第54条第1項の規定にかかわらず、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、平成36年3月31日までの間に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条に規定する病床の転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けることができる。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 137 号

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成30年 2 月 7 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一
部改正に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護等の事業の人
員及び運営に関する基準を改めるとともに、引用条項を整備するも
のである。

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第21条中「指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）」を「介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）第44条に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定複合型サービス事業所（同条例第35条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）」に改める。

第31条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第34条の2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者をいう。以下同じ。）その他の

従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第36条中「、第16条及び第25条」を「及び第16条」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 138 号

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の基本方針及び運営に関する基準を改めるとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年3月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第7条第2項中「であること」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。